

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を平成31年4月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 3番 高橋 誠一 4番 峠田 一徳
5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司 7番 本間 仁一
8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志 10番 小野 博
11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一 13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
2番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓
同 上 事務局長補佐 嶋貫 幹子
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報 第6号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報 第7号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 確 第1号 農地法第4条の規定による農地転用制限例
外の確認について
日程第7 議第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対す
る許可の可否について
日程第8 議第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
に対する意見決定について
日程第9 議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
に対する意見決定について
日程第10 議第19号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決
定について

6. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

平成31年4月18日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は12名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、2番黒澤ちよ子委員の1名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。5番浅野厚司委員、7番本間仁一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

5番 浅野 厚司 委員

7番 本間 仁一 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4報第6号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました報第6号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成31年4月10日付け農第61号で、南陽市長から本委員会に対し、3月31日付けで14件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものでございます。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

なしの声がありますので、報第6号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に日程第5報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が5件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今提案されました、報第7号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。

　1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 2,046 m²を賃借人の都合により合意解約するものです。

　2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 2,132 m²を賃借人の都合により合意解約するものです。

　3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■との賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 489 m²を賃借人の都合により合意解約するものです。

　4番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■との賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 631 m²を賃借人の都合により合意解約するものです。

　5番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■との賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 3,549 m²を賃借人の都合により合意解約するものでございます。以上です。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 　なしの声がありましたので、報第7号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に日程第6確第1号「農地法第4条の規定による農地転用許可制限例外の確認について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました確第1号「農地法第4条の規定による農地転用許可制限例外の確認について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用許可制限例外の確認について、1件の願出がありましたので提案するものであります。

　ご審議のうえ確認くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

- 嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、確第1号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページになります。
- 1番につきましては、■■■■が、▲▲字▲▲畑 1,020㎡のうち一部 120㎡を農業施設用地として利用しているため願出があったものです。
- 4条例外につきましては、耕作者が自己の農地に農業用施設を作る場合で、その農地が200㎡未満の場合、農地法第4条例外に該当するものであります。以上です。
- 議長（高橋会長） ここで現地調査について、8番安達芳紀委員より、報告をお願いします。
- 8番
（安達芳紀委員） 4月18日に私と佐藤一志委員、嶋貫事務局長補佐、嶋貫係長の4名で4条例外1件の現地調査をして参りました。この案件については申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（高橋会長） これより、本案件について質疑意見を求めます。質疑、意見はありませんか。
- …………なしの声…………
- 議長（高橋会長） なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。本案件について表決いたします。お諮りいたします、ただ今の案件について、願出のとおり確認することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。
- …………全員挙手…………
- 議長（高橋会長） 願出のとおり確認することが全員と認めます。よって、本案件については、願出のとおり確認することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に、日程第7議第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 大室事務局長 ただ今上程されました、議第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権の移転が2件、賃借権の設定が13件、使用貸借権の設定が2件、合計17件の許可申請がありましたので提案するものであります。農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定下さるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

ただ今、提案されました、議第16号について、ご説明申し上げます。

議案書は5ページから8ページになります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外1筆 田 合計 4,178 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で ▲▲字▲▲田 56 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

6ページをご覧ください。

3番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外3筆 畑 合計 842 m²について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

4番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外3筆 畑 合計 821 m²を新規の10年契約で、毎年11月30日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計 3,355 m²を新規の5年契約で、毎年11月30日支払、物納となっております。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,191 m²を新規の10年契約で、毎年11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外4筆 田 合計 11,001 m²を新規の10年契約で、毎年11月30日支払、金納となっております。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,046 m²を新規の10年契約で、毎年11月30日支払、物納となっております。

9番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,132 m²を新規の10年契約で毎年11月30日支払、物納となっております。

10番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外7筆 畑 合計 3,178 m²を新規の5年契約で、毎年11月30日支払、金納となっております。

7ページにお進みください。

11番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計 1,940 m²を新規の5年契約で毎年11月30日支払、金納となっております。

12番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 4,114 m²を新規の5年契約で毎年11月30日支払、物納となっております。

嶋貫農地係長

13番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 4,990㎡を新規の5年契約で毎年11月30日支払、物納となっております。

14番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計8,588㎡を新規の10年契約で毎年10月31日支払、物納となっております。

15番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外8筆 畑 合計2,131㎡を新規の5年契約で毎年11月30日支払、金納となっております。

8ページにお進みください。

16番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計1,182㎡の10年契約です。

17番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 外5筆 畑 合計1,150㎡の10年契約です。以上でございます。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

議第16号1番、6番の現地調査について、9番佐藤一志委員より、報告をお願いします。

9番
（佐藤一志委員）

1番の案件については、全て耕作され、周辺地域に影響がないことを確認してまいりました。

6番の案件については、まだ荒れている状態でありました。これから南陽市の再生事業補助金を使用し、耕作することを確認しております。以上です。

議長（高橋会長）

次に、2番、3番、4番、10番、11番の現地調査について、5番浅野厚司委員より、報告をお願いいたします。

5番
（浅野厚司委員）

申請地は全てが耕作され、周辺地域に影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長）

次に、5番、8番、9番、14番の現地調査について、8番安達芳紀委員より、報告をお願いします。

8番
（安達芳紀委員）

申請地は全てが耕作もしくは草刈され、周辺地域に影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長）

次に、7番の現地調査について、松田繁徳推進委員、青木憲一推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

両委員より、全ての農地が耕作され、周辺地域に影響がないことを確認されたと、報告いただいております。

- 議長（高橋会長） 次に、12番の現地調査について、3番高橋誠一委員より、報告をお願いします。
- 3番
（高橋誠一委員） 4月24日確認してまいりました。申請地は全てが耕作され、周辺地域に影響がないことを確認してまいりました。
- 議長（高橋会長） 次に、13番の現地調査について、4番峠田一徳委員より、報告をお願いします。
- 4番
（峠田一徳委員） 4月20日に現地調査を行っております。全てが耕作され、周辺地域に影響がないことを確認してまいりました。
- 議長（高橋会長） 最後に、15番の現地調査について、高橋茂推進委員より調査していただいておりますので、事務局より、報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 担当の高橋茂委員より、当該地はさくらんぼが植えられており、適正に管理されていると、報告いただいております。
- 議長（高橋会長） お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おられますので、分割して審議したいと思います。
これにご異議ございませんか。
- 議長（高橋会長） ………なしの声……………
異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。
- 議長（高橋会長） 始めに、議第16号6番の案件について、審議いたします。
ここで、8番 安達 芳紀 委員の退席を求めます。
- 議長（高橋会長） ………安達 芳紀 委員 退席……………
これより本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はありませんか。
- 議長（高橋会長） ………なしの声……………
「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。
- 議長（高橋会長） ………全員挙手……………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（高橋会長） ここで、5番安達芳紀委員の復席を求めます。

- 議長（高橋会長） ……………安達 芳紀 委員 復席……………
お諮りいたします。
これより議第16号6番以外の案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ありませんか。
- 議長（高橋会長） ……………異議なしの声……………
異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はありませんか。
- 4番（峠田一徳委員） 10番の案件について、1筆ごとの賃借金が異なるようですが、別地という認識でよろしいでしょうか。
- 嶋貫農地係長 ご説明いたします。
当該地につきまして、1反当たり10,000円となる土地がさくらんぼの成木園地、1反当たり6,000円となる土地がりんご・桃の園地、1反当たり4,500円となる土地が普通畑となり、アスパラガスを作付する予定と伺っております。よって各筆によって単価が異なっております。
- 議長（高橋会長） その他に、質疑、意見はございませんか。
- 議長（高橋会長） ……………なしの声……………
「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
それではお諮りいたします、ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認められる委員は、挙手願います。
- 議長（高橋会長） ……………全員挙手……………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に、日程第8議第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 大室事務局長 ただ今上程されました、議第17号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第4条第1項の規定により本委員会に対し、2件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第17号について、ご説明申し上げます。

議案書は9ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■が、▲▲字▲▲畑 893㎡に、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地ですが、集落に接続する住宅であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、▲▲字▲▲外4筆田 合計965㎡を、建築用製品置場及び雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、8番安達芳紀委員より、報告をお願いします。

8番

（安達芳紀委員）

4月18日に私と佐藤一志委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で2件の現地調査をして参りました。全ての案件については申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（高橋会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

これより本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（高橋会長）

……………なしの声……………

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

議長（高橋会長）

……………全員挙手……………

許可相当の意見を付することが全員と認めます。よって、本案は、申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第9 議第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました、議第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し、2件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第18号について、ご説明申し上げます。

　議案書は10ページをご覧ください。

　1番につきましては、■■■■外1名が、■■■■から、▲▲字▲▲外1筆畑 合計372㎡の所有権移転を受け、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

　当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

　2番につきましては、■■■■が、■■■■と■■■■から、▲▲字▲▲外1筆畑 合計581㎡の所有権移転を受け、従業員用運動場及びトラック部品置場として利用するため、申請があったものです。

　当該地は、■■■駅から300m以内の農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長） 　ここで、現地調査について、9番佐藤一志委員より、報告をお願いします。

9番（佐藤一志委員） 　4月18日に私と安達芳紀委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で5条2件の現地調査をして参りました。全ての案件については申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） 　お諮りいたします。
　これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 　異議なしと認めます。
　それでは一括して審議いたします。
　これより本案件について、質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第10議第19号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第19号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、平成31年4月15日付け農第69号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、賃借権設定2件並びに所有権移転4件、合計6件の農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐 ただ今提案されました、議第19号につきまして、ご説明を申し上げます。14ページの総括表をご覧ください。

賃借権設定が2件で計画面積が15,462㎡、所有権移転が4件で計画面積が8,260㎡となっております。

続きまして、15ページをご覧ください。

賃借権設定2件につきまして、ご説明申し上げます。

1番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田1,186㎡ 外7筆 合計12,339㎡を再設定の10年契約で、物納となっております。

2番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田1,090㎡ 外1筆 合計3,123㎡を再設定の3年契約で、金納となっております。

嶋貫事務局長補佐

続きまして、16ページをご覧ください。所有権移転4件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、■■■■と、■■■■へ ▲▲字▲▲ 畑 307㎡ 外6筆 合計 2,196㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は、口座振替となっております。

2番につきましては、■■■■から、■■■■へ ▲▲字▲▲ 田 2,767㎡ 外2筆 合計 6,064㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は、口座振替となっております。

3番につきましては、■■■■から、■■■■へ、▲▲字▲▲ 田 1,012㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払方法は現金となっております。

4番につきましては、■■■■から、■■■■へ、▲▲字▲▲ 田 1,584㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払方法は口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長）

これより本案件について質疑意見を求めます。質疑、意見はありますか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。

………全員挙手………

議長（高橋会長）

許可することが全員と認めます。
よって本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。

よって平成31年4月18日付け 南農委告示第5号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時7分）